

国家知識産権局の
「専利審査指南」修正に関する決定
(第68号)

2014年5月1日施行

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

『国家知識産権局の「専利審査指南」修正に関する決定』（第68号）

『国家知識産権局の「専利審査指南」修正に関する決定』を局務会議にて審理・通過し、ここに公布する。2014年5月1日から施行される。

局長 申長雨
2014年3月12日

国家知識産権局の「専利審査指南」修正に関する決定

国家知識産権局は「専利審査指南」を以下のように修正することを決定する。

一、 第一部分第三章第4. 2節の修正

「専利審査指南」第一部分第三章第4. 2節第三段落の後ろに一段落を増加。内容は以下の通り。

グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、全体製品の意匠図を提供しなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人が少なくとも1つの状態を表す前記全体製品の意匠図を提供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。

本節の他の内容は修正なし。

二、 第一部分第三章第4. 3節の修正

「専利審査指南」第一部分第三章第4. 3段落第（6）項の後ろに一項目を増加。内容は以下の通り。

（7）グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースの用途、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの区域、ヒューマンコンピュータインタラクティブモード及び変化状態などを説明する。

本節の他の内容の修正はなし。

三、 第一部分第三章第7. 2節の修正

「専利審査指南」第一部分第三章第7. 2節第三段最後「製品の図案は固定しており、目に見えるものでなければならない。あったり、なかつたり、又は特定な条件に限って見えるものであってはならない。」を削除。

本節のその他の修正内容はなし。

四、 第一部分第三章第7. 4節の修正

「専利審査指南」第一部分第三章第7. 4節第一段落第（11）項内容を以下の内容に修正。

（11）ゲームのインターフェース及びヒューマンコンピュータインタラクションと関係なく、又は製品機能の実現と無関係な製品表示装置に表示された図案。例えば、スクリーン壁紙、パワーオン・オフの際の画面、ウェブサイト・ウェブページにおける画像や文字の組版。

本節のその他の内容の修正はなし。

五、第四部分第五章第6. 1節の修正

「専利審査指南」第四部分第五章第6. 1節第二段第（4）項の後ろに一項目を追加。内容は以下の通り。

（5）グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠出願については、係争専利のその他の部分のデザインが慣用設計にあたる場合、そのグラフィカルユーザインターフェースは全体の視覚効果により顕著な影響を与える。

本節の他の内容の修正はなし。

本決定は2014年5月1日より実施。

出所：

2014年3月17日付国家知識産権局ホームページを基にJETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成。

http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201403/t20140314_916952.html